平成２２年（フ）第４３号
福島市野田町字上高野１番地の９
債務者　高木　公美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６７号
福島県伊達市保原町字大和77番地１
債務者　菅野　　實
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６１号
茨城県土浦市大畑381番地
債務者　小松﨑寿夫
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７１号
茨城県土浦市東都和17番９号
債務者　海老澤順子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４号
千葉県茂原市本納1174番地
債務者　飯高　政司
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
千葉県いすみ市深谷737、住民票上の住所千葉県山武郡大網白里町みやこ野１丁目５番地39
債務者　今井　淳一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
千葉県君津市杢師１丁目６番６号―101
債務者　渡邉今朝秋
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２３号
千葉県君津市杢師１丁目６番６号―101
債務者　渡邉かほる
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２４号
千葉県君津市杢師１丁目６番６号―101
債務者　渡邉　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６１号
金沢市駅西本町６丁目３番16号
債務者　平井　克弥
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ３棟５－６号
債務者　野村　宏一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
石川県河北郡津幡町字能瀬ワ22番地６
債務者　笠井麻由美（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５号
福井県小浜市遠敷５丁目104番地の５
債務者　湯浅　麻耶
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第５２号
山梨県甲府市富士見１丁目21番19―201号
債務者　加瀬谷友香
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
山梨県南アルプス市西野2391番地１　フレンドリー西野Ａ―201
債務者　山上　榮子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
山梨県甲府市小瀬町39番地小瀬ハイツ301
債務者　丸山　江里
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
山梨県甲府市七沢町151番地
債務者　草谷ひばり
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係